

夫がサラリーマンで平均的な収入（約 510 万円）で 40 年間、厚生年金に入っており、妻が 20 歳から 60 歳まで専業主婦である場合をモデルとしていますが、合わせて**月額 22 万 26 6 円**（2019 年度価額、2020 年度価額は 22 万 724 円）という数字になっています。

平成 29 年度「国民年金・

厚生年金事業の概況」によれば、65 歳平均受給額は男性で月額 **17 万 4535 円**、女性で 10 万 8776 円（共に単身者、家族持ち両方の平均額）となっています。

◆遺族年金

まずは、夫がサラリーマンで妻が専業主婦（パートを含む）というケースで試算してみます。夫の厚生年金額が 18 万 5000 円（平均年収 550 万円で 40 年間勤務）、妻は働いたことがなく第 3 号被保険者だったので国民年金 6 万 5000 円で、**合計 25 万円の年金**を受け取っていたとしましょう。この場合、夫が先に亡くなると遺族厚生年金が妻に支払われるわけですが、夫の厚生年金 18 万 5000 円の 4 分の 3 である 13 万 8750 円がもらえると勘違いしている方が多いのです。妻の基礎年金と合わせて 20 万円強ということになれば確かになんとかなるでしょう。

しかし、これは大きな間違いです。**妻がもらえる遺族厚生年金は夫の厚生年金の比例報酬部分の 4 分の 3**なのです。つまり $18\text{万}5000\text{円} - 6\text{万}5000\text{円}$ （夫の基礎年金分） = 12万円 に $\times 0.75 = 9\text{万円}$ が正確な支給額です。遺族年金は非課税とはいえ、自身の基礎年金と合わせても **15 万 5000 円** にしかありません。

約 10 万円の収入減というわけです。年に換算すると 114 万円ものダウンになります。

どんなに稼いでいても

月収 62 万円、賞与 150 万円が上限となっているため、高給取りのサラリーマンであってももらえる**厚生年金はいいところ 25 万円前後**といったところです。

先ほど紹介したような年収 1500 万円ももらうような高級取り

は年金を 25 万円程度もらえ、さらに経団連に加盟する超大手商社の中には**企業年金だけで毎月 30 万円**近く出る会社もあります。公的年金と合わせると 55 万円と現役世代の平均年収をはるかに上回る金額が支給されます。ひとり暮らしでも余裕のはずです。さらに全体で 23% しか採用されていませんが、本人が死ぬまで支給される「**終身年金**」（額は当然下がりますが）を支給する優良会社も存在します。このような人は、総じて貯蓄額も多く、さらには持ち家であることがほとんどなので、老後の心配などとは無縁です。

高齢単身者は認知症のリスクも高いとされています。

国内外のさまざまな大学が認知症研究を進めています。認知症になってしまった場合、もとの状態に戻す治療法は見つかっていません。投薬により、進行を遅らせることができる程度です。そして、「認知症の予防には会話がいい」という報告がされています。

慣れた会社で働くのが精神的にももっとも楽なはずですが。

それでもどうしても会社に残りたくない場合や自営業を廃業するなら転職するしかありません。しかし、残念ながらどんな一流企業で年収 1000 万円を超えるエリートだった人でも、よほど特殊な能力がない限り、希望どおりの職種で現役並みの収入を得ることはほぼ不可能であることだけは忘れないでください。ハローワークを取材してみましたが、50 歳以上で事務職などの求人はほとんどなくなり、60 歳を過ぎると正社員の求人もかなり少なくなります。年収で考えると 300 万円稼げれば御の字といえるでしょう。

◆確定拠出年金

サラリーマンの場合は、最低でも 1 万 2000 円の料があります。

年間にすると 14 万 4000 円です。これを 15 年程度掛け続ければ、老後に毎月 1 万 5000 円の年金上乘せが十分に可能だといえます。老後の月 1 万 5000 円は大きいです。現在の公的年金では平均的収入（年収 510 万円程度）の方の支給平均額が 15 万円程度なので、年金額が 10%増しということになります。

この確定拠出年金（個人型）に加入する場合は、銀行や証券会社にいて申し込むことになります。

図③ 確定拠出年金の上限額

	月の掛け金の上限
企業型確定拠出年金(DC)に加入していない会社のサラリーマン	2万3000円
企業型確定拠出年金に加入している会社のサラリーマン	2万円
DC加入企業のサラリーマン、公務員など	1万2000円
自営業者、自営業者の妻、フリーターなど	6万8000円
サラリーマンの配偶者に扶養されている主婦(夫)	2万3000円

確定拠出年金には「税金が安くなる」という大きなメリットがあるのです。

確定拠出年金の掛け金は、所得税、住民税の対象から除外されます。つまり、確定拠出年金の掛け金には、所得税、住民税がかかっていないのです。

一方、普通に金融商品を購入する場合は、その原資は自分の手持ちのお金ということになります。自分の手持ちのお金は、所得税、住民税を差し引かれたあとのものであり、所得税、住民税が課せられたお金なのです。

平均的なサラリーマンの方では、所得税と住民税合わせて、だいたい15~20%の税金がかかっています。

金融商品に100万円投資するためには、所得税、住民税が20万円くらいかかっていますので、実際には120万円くらいのお金をかけているということになります。

しかし確定拠出年金の場合は、この20万円がかかっていません。その分だけ、確定拠出年金のほうが「利」があるということなのです。

この税金分を利回りだと考えれば、確定拠出年金の有利さがわかるはずです。

...

ただ確定拠出年金の場合、手数料が少し高いのが難点です。まず口座開設手数料が2777円です（金融機関によってはこれより高い場合もあります）。そして口座管理手数料は、安いところで月額167円（年2004円）、高いところで642円（年7704円）などとなっています。これらの手数料の大半は、官僚の天下り機関に払われているものなので癪に障ることではありますが、それを差し引いても確定拠出年金はかなり有利な「金融商品」だといえるのです。

確定拠出年金は雑所得の対象になることに触れていない。あとでがっばりとられる。税金を取られないを呼び水にして、手数料で官僚OBが潤い、最後は雑所得で所得税をかけて国が潤う。

iDeCo（個人型確定拠出年金）がでてこない。

積み立てで掛金を拠出し、自分で選んだ商品で運用を行い、60歳以降に年金または一時金として受け取るしくみです。

掛金額は、拠出限度額の範囲内で月額5,000円以上、1,000円単位で決められます。

自分で選んだ商品で運用し、その運用結果によって将来の受け取り額が決まります。

◆個人年金

平均的年収のサラリーマンの場合、月1万円の年金保険に加入したとして、だいたい所得税、住民税合わせて6000~1万円程度の節税になります。年間保険料12万円で、これだけの節税になるというのは、けっこう有利だといえます。この節税分を利回りと考えると、5~8%程度ということになるからです。

ただ、掛け金の全額が所得控除となる確定拠出年金と比べれば、かなり分が悪いです。

◆NISA

NISAというのは、金融機関にNISAの口座をつくれば、年間120万円までの投資の運用益に税金が課せられないという制度です。

...

NISAは最長5年間できるので、最大で600万円までの投資が無税でできるわけです。

ただし、このNISAには税制上の不利な点もあります。というのは、NISAは利益が出たときには非課税となっていますが、損が出たときの税制上の救済措置はまったくないのです。

普通の株投資などの場合は、1つの株で損が出たときには、ほかの株のもうけと合算し

て計算することができます。そして、年間の合算額に赤字が生じた場合には、その赤字を翌年以降（3年間）に持ち越すことができます。

しかし、NISA では赤字の通算や繰り越しということができません。

◆つみたて NISA

「つみたて NISA」というのは、元来の NISA よりも 1 年あたりの投資額の上限を少なくし、その代わりに投資期間を大幅に延ばし長期にわたって投資できるというものです。つまり、積み立てのようにして、毎年、株を買い増していくことができる制度なのです。

「つみたて NISA」は具体的にいえば、**非課税となる投資枠が年間 40 万円で、投資期間は最長 20 年**となっています。

非課税の投資枠が従来の NISA の 3 分の 1 になっている一方で、投資期間は 4 倍の 20 年になっています。だから、全期間の投資枠は最大 800 万円ということになり、従来の NISA の 600 万円よりも拡大しているというわけです。

ただし、この「つみたて NISA」は、**投資できる商品が非常に限られています。**

「つみたて NISA」では、金融庁が承認した金融商品（**投資信託**）のみにしか投資できないのです。もちろん金融庁が厳選しているわけですから、そう大きな痛手をかぶることはないはずですが（とはいっても、原則として投資の結果については自己責任です）。

そして不便なことに、従来の **NISA と「つみたて NISA」は、併用することができなくなっています。**

よく若者らを中心に「年金を掛けでも年金制度が破綻するかもしれないから払わない。いざとなったら生活保護をもらえばいい」という論調を聞きますが、ばかげています。年金制度が破綻することはありません。年金制度が厳しいことは確かですが、現在の年金制度は積み立て方式ではなく、現役世代から高齢者へ「仕送り」する賦課方式です。しかも、**年金の半分は税金によって支えられています。**今どきというか過去にも将来的にも **50%の利回り商品**なんであるわけがありません。

現実では繰り上げ受給を申請する人のほうが圧倒的に多く、平成 29 年度で **8・0%**、繰り下げ受給を申請した人は**わずか 1・5%**しかいませんでした。また繰り上げ受給した理由のほとんどが「**経済的に苦しいから**」というものでした。

定年退職であっても、失業保険をもらえる資格があるのです。

ただし、リストラなどの会社都合の場合と遠い自己都合退職となるため、3 か月間の待機期間の後に最大で 5 か月間は失業保険がもらえます。平均的な給与をもらっている人の場合、おおよそですが **1 か月で約 20 万円**もらえます。これが 5 か月ですから **約 100 万円もの大金**がもらえます。そして、失業手当は非課税なので税金等は一切引かれません。

住民税は、所得に応じて課せられる「所得割」と、一人につき決められた「均等割」を合わせた額を払うことになっています。「均等割」が免除になるのは生活保護の受給者などに限られていますので、**一般の人が免除されるのは「所得割」となります。**

所得割はどういう計算式になるのかというと、所得税の計算と同じように「所得額」を算出し、その所得額から「所得控除」を差し引いて、その残額に**10%**をかけるのです。

所得額の計算は所得税と同じなのですが、「所得控除」の金額は若干違います。

たとえば「**基礎控除**」は**所得税が 48 万円なのに対し、住民税は 43 万円**です（所得 2400 万円以内の場合）。また高齢単身者には関係ありませんが、「扶養控除」も扶養家族一人あたり所得税が 48 万円なのに対し、住民税は 43 万円です。

65 歳以上の場合は、年金収入がだいたい 173 万円以下ならば「住民税非課税世帯」になれるわけです。

本来、遺産というのは故人の遺思が尊重され、誰にあげてもいいわけです。全然血縁関係のない他人にあげたり、慈善事業に寄付したりしてもいいわけです。

しかし、そうやってしまえば家族や親族が面白くなかろう、また遺産をもらう人を法的に設定していなければ、急に人が資産を残して死亡したときに遺族に混乱を招くということで、法律では法定相続人というものが定められているのです。

そして、**故人の遺言などがあっても、遺産のうち半分までを、遺留分として、希望すれば法定相続人同士で分配してもらえると**いうことになっています。

◆贈与税

気をつけなければいけないのは、税務署から暦年贈与と疑われる可能性があるので、贈与する場合は、銀行振込にするなどしておいた方がいいでしょう。

よく税理士などのなかには、このケースだと 1100 万円(110×10 年)に贈与税が掛けられてしまう可能性があるので、時期をずらしたり、金額を変えたり、たまには 112 万円を贈与して 1 万円だけ贈与税を税務署に払っておくような細やかなテクニックが必要と指南することも多いですが、元国税調査官の立場からいえば、**税務署はそこまで強く出ることはできません。**

また、この贈与税の基礎控除は「あげる側」ではなく「もらう側」に適用されるものです。だから、**あげる側には何人にあげても、控除額以内であれば贈与税はかかりません。**

◆遺産

法定相続人がいる場合、第三者が遺産を勝手に扱うこ

とはできないので、**役所なども法定相続人が現れるまで放置**するしかないのです。

もし法定相続人がいない場合でも、遺産の処分方法を自分で決めておかなければ、これ

また「いつまでも放置されてしまう」ことになりかねません。**マンションの一室が所有者不明のまま、長年、放置**されてしまうようなことになると同じマンションの住人は気味が悪くて仕方ありません。

平成 27 年（2015 年）から実施された空き家対策特別措置法により、一定の条件に当てはまる空き家には、**固定資産税が従来の 6 倍になる**ことになりました。

・・・

一定の条件というのは、以下の 4 つのうちいずれかに該当するものです。

- ・倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・そのほか周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

「空き家の譲渡所得の特例」

気をつけな

ければならないのは「取得費」の算出です。取得費は多いほうが、譲渡所得は小さくなりますが、相続ですからかなりの年月が経っているはずで、契約書や売買時の資料などが見つからないことも考えられます。そうした取得費がわからない場合、売却価格の 5% を「概算取得費」として計算することになっています。

・・・

譲渡所得＝売却価格－（取得費＋譲渡費用）－3000 万円控除の特例

たとえば、親が亡くなり相続した空き家(土地)を 5000 万円で売却できたとしましょう。買値がわからないので概算取得費は 5% で 250 万円、仲介手数料などの譲渡費用が 150 万円かかったとします。公式にあてはめると、 $5000 \text{ 万円} - (250 \text{ 万円} + 150 \text{ 万円}) = 4400 \text{ 万円}$ 。そこから特例が適用されたとすると $4400 \text{ 万円} - 3000 \text{ 万円} = 1400 \text{ 万円}$ が譲渡所得となり、ここに $20 \cdot 315\%$ の税率をかけた **301 万円の税金** を支払います（残念ながら空き家売却の場合、10 年超所有したマイホームを売却した際の軽減税率 $14 \cdot 21\%$ の適用はありません）。

もし、3000 万円の売買契約書があり譲渡費用が同じだとしたら、同じ公式にあてはめると、 $5000 \text{ 万円} - (3000 \text{ 万円} + 150 \text{ 万円}) = 1850 \text{ 万円}$ 。そこから特例の 3000 万円を引くと $1850 \text{ 万円} - 3000 \text{ 万円} = -1150 \text{ 万円}$ とマイナスになりま

すから、当然のごとく税金はかかりません。売買契約書など買値がわかる書類があるとな

いとでは、このケースでいえば 300 万円超も違ってくるのです。

前述しましたように、法定相続人というのは法的に遺産をもらえる権利をもつ人のことです。日本の民法では、この**法定相続人の権利が強い**のです。

遺産について故人の指示や遺言などがなければ、法定相続人が遺産をもらうことになります。また故人の遺言があり遺産の分配の指示がされていたとしても、もし法定相続人がその分配方法に納得していなければ、**故人の遺産の半分は「遺留分」として法定相続人の納得する方法で分配される**ことになっています。法定相続人は、その遺留分を法定分配率に従ってもらえることができます。また、遺言状があったとしても法定相続人全員で話し合い、合意すれば遺言状どおりに分ける義務もありません。

参考になるのは、2012年に41歳の若さで亡くなった、流通ジャーナリストの金子哲雄さんのケースです。彼は妻帯者でしたが、重い病にかかっていることを知り、余命幾ばくもないことを知るやお墓や葬儀の段取り、生前お世話になった人へのお礼状まで書き上げており、**奥さんの手は一切煩わせませんでした。見習いたいものです。**

しかし、最近では保証人はいらぬ代わりに、専門の家賃保証会社が入居者から保険料を取り、滞納が出た場合は家賃保証会社が家主に滞納分を支払うという仕組みが主流になってきました。

ところが高齢単身者の場合、親や兄弟姉妹も**高齢のためすでにリタイアしているケースが多く、保証人にはなれません**。すると必然的に高齢単身者は家賃保証会社に頼ることになります。ですが、**家賃保証会社は高齢単身者を敬遠**します。

・・・

家賃保証会社の審査に通らない限り、家主は部屋を貸しません。

そして、家主のほうも高齢単身者を歓迎しません。

これは本書でもたびたび出てきた「孤独死」の危険性があるためです。

一方、リースバックはリバースモーゲージとは多少違います。

どちらも自宅に休みながら、現金を受け取る方法で老資金を調達する、という点では一緒です。ただし、仕組みが多少違います。リバースモーゲージが自宅を担保にしてお金を借りて、死亡後または契約終了後に自宅を売却して一括返済するのに対し、リースバックの場合は、自宅を売却して一括して現金を受け取り、売却後はその中から賃貸料を支払って、自宅にそのまま住み続けるということです。つまり、現金が銀行から借り入れたものか、売却代金か、というのが大きな違いです。

リースバックは、すでに売却済みのため、受け取ったお金はどのように使おうとも自由というところがリバースモーゲージとの違いでもあります。

リースバックは売却した時点で所有権が第三者（投資家）に移りますので、それまで払っていた固定資産税やマンションの管理費・修繕積立金の支払いも必要なくなります。ま

た、リバースモーゲージと違い、推定相続人の了解を取る必要もありません。もし、途中で気が変わって買い戻したかったら、買い戻すこともできます。さらにお気づきのように入居建てに限定されず、マンションや事務所なども対象になるのがいいところです。

ここでは、介護専用型に話を絞って説明していきたいと思いま
す。まず費用ですが、入居一時金が0円のところから数千万円かかるところまで千差万別
です。毎月かかる費用ですが、これは立地場所などで違い15万円から**30万円超**と開きがあ
ります。ここには家賃、管理費、食費が含まれており、もっとも費用が高い東京23区を例
にとれば、27万円ほどかかるとされています。これに入浴や通院などの送迎が一定回数を
超えた場合に追加費用がかかるケースもありますし、個人が使う日用品（歯ブラシやおむつ
など）や医療費も加わります。

つまり、老後は「楽しいこと」を目指すべきです。

②③ 62歳で年金の所得100万円(諸控除後)の ひとり暮らしの人の国民健康保険料

●東京都新宿区で暮らした場合	
均等割	5万2200円
均等割介護分	1万5600円
所得割	年金の所得100万円×9.49%=9万4900円
所得割介護分	年金の所得100万円×1.66%=1万6600円
合計	17万9300円
●熊本県熊本市で暮らした場合	
均等割	4万4700円
均等割介護分	1万5400円
平等割	3万2600円
所得割	年金の所得100万円×10.61%=10万6100円
所得割介護分	年金の所得100万円×2.04%=2万400円
合計	21万9200円

ざっくりいうと、首都圏の都市は国民健康保険は安く、地方は高くなっている傾向があります。

理由としては、単に「生活が苦しい」だけでは心細いので、病気がちでアルバイトなどができず薬代もかさむなど、自分の現状に沿った窮状を訴えるといいでしょう。

自治体の側も未納になると困るので、比較的簡単に減免に応じてくれるようです。税金を割引してもらうのはほとんど不可能ですが、国民健康保険料の割引はかなりの確率で可能なのです。

もし断られたとしても、保険料が増えるわけではありません。

「やってみて損はない」

ということです。そして、これは申請しなければ向こうから割引してくれることは絶対にありえませんが、国民健康保険料は申請すれば減免されることがあるということだけは、頭の片隅に入れておいてください。

生活保護を受けられる条件というのは、主に次の4つです。

1. 世帯の収入が最低生活費以下
2. 預貯金・現金・土地などの財産がない
3. 援助してくれる家族・親族がない（両親・子ども・配偶者・きょうだいなど）
4. 病気やけがなどで働くのが難しい

原則として、この4つの条件さえ、クリアしていれば、生活保護は誰でも受けることができます。

一般の市民の方は、「役人が言うことは法的に適正なものだ」と思ってしまいます。だから、役人から「あなたは生活保護を受ける資格がないから申請書は渡せない」と言われれば、「そうか」と思ってしまいます。

でも役人が、窓口でいろいろと難癖をつけて生活保護の申請書を渡さないというのは、その行為そのものが実は違法なのです。

国民が生活保護の申請をすれば、役所は原則として、必ず受理しなければならないことになっています。そして申請者が生活保護の受給要件を満たしていれば、生活保護は開始されるのです。